

第五十八号 二〇一六年七月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

社会保障審議会生活保護基準部会  
始まる！

この間の生活扶助基準、住宅扶助  
基準、冬季加算等の減額による影響  
の検証は不可欠！

花園大学 吉永 純

5月27日、5年に1回の生活保護  
基準の見直し（予定は、2018（平  
成30）年度から）に向けた生活保護  
基準部会が再開された。前回の見直し  
についての基準部会報告書は2013  
年1月にまとめられている。この報告  
書は、生活扶助基準引き下げを積極的  
に推進するものではなく、むしろ引き  
下げには慎重な態度であった。しかし  
国は、基準部会報告書を事実上無視を  
して、生活保護費10%減額という公  
約を掲げて前年末に政権復帰した自民  
党の意向を受け、物価下落を理由に2  
013年8月からの生活扶助基準額の  
最大10%、保護世帯96%への引き  
下げを強行した。その結果、おりしも  
物価上昇局面での引き下げであったた  
めに保護世帯は大きな打撃を受け、ま  
た引き下げの理由がきわめて恣意的、  
政治的であったため広範な保護世帯の  
怒りを呼び起こした。保護費引き下げ  
処分の取り消しを求め、約2万人が審  
査請求を起こした。現在27地裁90  
0人近い原告が裁判を闘っている。

部会に示されたスケジュールによる



と、2018  
(平成30)  
年度からは、  
生活保護法  
や生活困窮

者自立支援法の改正も予定されている。  
2015骨太方針が明示した「制度全  
般についても見直し」に沿った計画と  
なっている。すなわち保護基準とい  
う市民のナショナルミニマムとセーフテ  
ィーネットが全体として見直されるこ  
とになる。市民生活の有り様がボトム  
から見直されるわけである。

こうした重要な意味をもつ基準部会  
に対しては、基準部会資料（検討の視  
点）にも挙げられているが、何よりも  
第1に、この間の生活扶助基準、住宅  
扶助基準、冬季加算等の減額による影  
響を検証が求められる。それも、保護  
世帯の生活実態に即した検証が必要で  
ある。第2に、検証手法の開発である。  
前回はいくつもの試行例が示された  
（いずれも当時の基準を上回っていた）  
が、そうした先行例を参照しつつ私た  
ちの健康で文化的な生活保障する手法  
を構築する必要がある。

ただ、「検討の視点」で他に挙げられ  
ている、級地区分や加算の検討は、こ  
れまでの経過や財務省の文書などから  
考えると保護基準引き下げのターゲッ  
トとなる危険性がある。基準部会で提  
出された阿部彩氏の意見にあるように  
母子加算等の検討に際しては、「生活保  
護受給世帯に育つ子どもたちの生活は  
一般低所得世帯に育つ子どもたちとの  
均衡で検討されるべきではない。むし  
ろ、ここでの議論を、生活保護受給世  
帯やひとり親世帯のみだけでなく、よ

り広い意味での子どもの最低生活費の  
議論に深めていくべきである。」  
基準部会に対しては、2013年か  
らの生活扶助、住宅扶助、冬季加算と  
「引下げ三重苦」に喘ぐ保護世帯の生  
活を直視するとともに、実質賃金のこ  
の間の5%下落と、物価上昇局面のな  
かで、苦境が続いている市民生活に向  
き合い、市民生活の岩盤である生活保  
護基準についての真摯な検討を望みた  
い。



2015. 10. 28  
「人間らしく生きたい  
25条大集会」  
@日比谷野外音楽堂  
全国から5000人が集結！

京都市・世帯認定事件（京都地裁平  
成28年1月21日判決）勝利！  
弁護士 吉田雄大

1 はじめに保護変更申請まで  
京都市在住の原告は病氣療養中の女  
性である。アルバイトの夫、子どもた  
ちとともに保護を受給していたが、そ  
の後夫が家を出て公営住宅の別の棟  
（夫の実家）で暮らし始めた。夫婦関  
係調整調停が夫から、婚姻費用分担請  
求調停が原告からそれぞれ起こされる  
が、いずれも不成立で終了した。

その後子どもが一人独立し、平成1  
8年12月には夫は住民票を実家に移  
した。しかしこの間もずっと、福祉事  
務所は夫のアルバイト収入を月々収入  
認定しつつ、当該収入認定を経た後の  
保護費を世帯主でもない原告に手渡す  
という奇怪な運用を続けていた。  
原告や2人の子どもたちにとってみれば、収入認定後の4人世帯としての保  
護費よりも、生活保護以外無収入の母  
子3人世帯として支払われる保護費の  
ほうが遙かに高いため、度々世帯人員  
変更の求めを歴代の担当CWにしてき  
たが、黙殺され続けた。

2 保護申請に対する福祉事務所の対  
応  
原告は当職が起案作成し、自署・捺印  
した保護変更申請（本件申請）書をポ  
ストに投函し、「夫が家を出た日以降、  
母子だけの世帯としての保護適用」を  
求めたが、福祉事務所からは30日を  
超えても応答がなかった。  
福祉事務所は30日以上経過した平成  
19年4月26日の書面で、前日（同

月25日)に夫が(実家の外に)賃貸物件の契約を取り交わしたことを根拠として、同日以降原告世帯を母子世帯とする旨の変更決定を行った(本件処分、同月28日に原告に到達)。ただし、本件処分と同時に、意趣返しというほかない、5月分以降の住宅扶助の削除決定も行われた(後に審査請求で取り消された)。

3 審査請求から取消訴訟提起まで  
原告はすぐさま、みなし却下決定(平成24年改正前の法24条4項)の取り消し等を求め、京都府知事宛に審査請求を行った。

しかし京都府知事裁決は、「請求人の行った世帯認定の見直しを求める旨の保護変更申請は、(平成24年法改正前の)法第24条第5項において準用する同条第1項の規定による保護変更申請には該当せず、届出がなされたものと解されるので、そもそも同条第4項は適用されない」という理由付けで、却下となった。

厚生労働大臣宛に再審査請求を行ったところ、本件処分が行われていることを理由に、「請求人(原告)に本件申請に対するみなし却下処分を取り消すことよって回復すべき法律上の利益があるとは認められない」として、不適法却下するとともに、保護変更申請書を提出した日をもって夫と別世帯と認定すべきという請求人の主張は証拠に照らし採用できないとして、「その余の請求についてはこれらを棄却する」とした。

これを受け原告は、主位的請求としてみなし却下処分の取り消しを求め、

また、予備的請求として、本件処分の取り消しを求めて、被告京都市を相手取り提訴した。

4 本件の論点と、京都地裁判決の内容  
本件の論点は多岐に亘るが、主要な論点に絞ると、以下の3点に整理される。

すなわち、①主位的請求(みなし却下処分の取消請求)は適法か、②予備的請求について審査請求前置主義(生活保護法69条)をみたさないとしても裁決を経ないことにつき正当な理由(行政事件訴訟法8条2項3号)があるか、③原告ら世帯はいつから母子だけの世帯と認定されるべきか、という3点である。

#### 5 本件判決の詳細

(1) みなし却下決定に対する取消訴訟の是非(論点①)

本件判決は、本件処分それ自体は変更申請日から30日を超えており平成24年改正前の法24条4項(みなし却下)が適用されるものの、同条項の趣旨はあくまで申請者の不服申立の便宜にある以上、本件処分が別途存在する場合にはみなし却下を擬制して不服申立をすることはもはやできないとして、主位的請求については不適法却下した。

(2) 裁決を経ないことにつき正当な理由(行訴法8条2項3号)の有無(論点②)

本件判決は、福祉事務所職員が本件変更申請を受け原告宅を訪問した際に母子だけの世帯とは認定できない旨説

明したうえで審査請求の連絡先を記載した書面を交付していたこと、本件決定が本件申請から30日を超えてなされていること、福祉事務所職員が原告に対し本件決定が本件申請に対する応答であると説明したもとは認められないこと等事実認定をした上で、原告にとつて本件処分が本件変更申請に対する応答なのかそうではなく職権による決定かは明確に認識していなかった可能性ありとし、さらに原告が審査請求の趣旨として本件変更申請の内容を掲げ本件処分の通知書も添付していること、再審査請求において本件処分の是非について実質審理もなされていること等をも考慮のうえ、行訴法8条2項3号の正当な理由があると認めた。

(3) 原告ら世帯はいつから母子だけの世帯と認定されるべきか(論点③)  
本件判決は、「法律上の夫婦ではあっても、生計及び居住の同一性をいずれも失っている場合は、もはや世帯が同一であるとはいえない」としたうえで、夫の転出先である実家は同じ公営住宅の原告宅から3分の距離であり夫は原告宅に入居し時に泊まることもあったとして、夫が住民票を移した時点でいまだ生計の同一性が失われたとまではいえず、家賃を支払わなくなった平成19年3月1日以降生計の同一性が失われたとして、同日以降母子だけの世帯と認定されるべきとした。

なお、予備的請求については、「(本件処分のうち)平成19年4月25日以降、原告の世帯を(母子だけの)3人世帯とする部分は、まさに原告の申請どおりに認容されているのであるから、同部分の取消しを求める訴えの利

益はないというべきである」として、一部不適法却下とした。

#### 6 本件判決の評価

世帯認定に関しては、たとえ法律上の夫婦であったとしても、一方の転出先との距離、出入りの状況、住民票の同一性、仕送りの有無、家賃支払いの有無を指標に判断すべきとし、定期的な仕送りや家賃支払いの途絶を主な判定要素として別世帯と認定したものであり、判断枠組み自体はオーソドックスといえる。

ただし、世帯認定を改めるべきとする日を保護変更申請日より前としたことは、比較的珍しい判断と思われる。

また、本件判決は審査請求前置主義がみたされていないにも関わらず行訴法8条2項3項の「正当な理由」があるとして原告を救済したが、その背景には原告本人が体調のすぐれない中福祉事務所と対峙してきたことや、福祉事務所の杜撰な運用(本件申請書の取り扱いについても、受付印も捺さず郵便



局の消印付き封筒も保管していないなどとCWは証言した)等、本件特有の事情も大きく影響していると思われる。

#### 【緊急追記!】

被告京都市が控訴したが、大阪高裁は平成28年7月22日に、再び利用者を勝訴させる控訴審判決を言い渡した。



史上初!

多方面の団体が25条を掲げて連帯!